

議案第4号

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例及び京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例及び京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改正に伴い、通勤手当の上限額を引き上げるほか、地域手当の支給率の引き上げ、パートタイム会計年度任用職員の報酬に地域手当見合い分の額を加算するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例及び京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「100分の4」を「100分の6」に改める。

第11条第2項第2号中「3万1,600円」を「6万6,400円」に改める。

(京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京丹後市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の4」を「100分の6」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(1) 京丹後市内で勤務する職員 <u>100分の4</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第10条の2 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 3,000円(通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を3,000円に加算した額とし、その額が<u>3万1,600円</u>を超えるときは、<u>3万1,600円</u>)。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第11条の2～第28条 (略)</p>	<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(1) 京丹後市内で勤務する職員 <u>100分の6</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第10条の2 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 3,000円(通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を3,000円に加算した額とし、その額が<u>6万6,400円</u>を超えるときは、<u>6万6,400円</u>)。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第11条の2～第28条 (略)</p>

現行	改正案
別表 (略)	別表 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) (趣旨) 第1条～第19条 (略) (報酬) 第20条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、<u>100分の4</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第21条～第39条 (略)</p>	<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) (趣旨) 第1条～第19条 (略) (報酬) 第20条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第21条～第39条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>